

○奈良県広域消防組合指名競争入札等参加者指名基準

平成26年4月1日訓令甲第10号

(趣旨)

第1条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の12第1項及び奈良県広域消防組合契約規則（平成26年規則第33号）第16条第2項の規定により、奈良県広域消防組合が、物品の購入等の入札及び競争見積合わせに参加する者を指名する場合の基準を次のように定めるものとする。

(指名の要件)

第2条 指名する者は、次に掲げることを満たす者でなければならない。

- (1) 著しい経営状況の悪化又は資産若しくは信用度の低下の事実がなく、かつ、契約の不履行のおそれもなく、アフターサービス等が可能と認められる者であること。
- (2) 契約の履行について、法令の規定に基づく許可、認可、免許、登録等を必要とするものにあっては、当該許可、認可、免許、登録等を受けている者であること。
- (3) 契約の履行について、特殊な技術、機械器具又は設備を必要とするものにあっては、当該技術、機械器具又は設備を保有する者であること。
- (4) 輸入に係る物品等を購入しようとする場合は、外国の製造会社若しくは販売会社から販売権等を得ている者又は取引が可能な者であること。
- (5) 特殊な物品の製造請負等の契約において、その製造請負等の供給の実績がある者に行わせる必要があるときは、当該実績を有する者であること。
- (6) 物品の購入に際し、銘柄を指定する必要があると認められる場合は、当該銘柄の物品を供給できる者であるもの。
- (7) 国等の検定、基準、標準規格等に合格した物品を購入しようとする場合は、当該物品を供給できる者であること。

第3条 指名をするにあたっては、競争性の確保と予算の適正な執行に留意しつつ、原則として次の優先順位により行うものとする。

- (1) 管内業者の優先 別表の指名順位のとおりとする。ただし、これにより難い事由がある場合は、指名順位の第2順位から第5順位までを「第1順位に加えて隣接市町村内に所在する業者（奈良県広域消防組合行政区域内）」に読み替えることができるものとする。

(2) 中小企業者の優先 第1号の同順位の中では、大企業より中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条）を優先して指名する。

(3) 社会的貢献業者の優先 第1号及び第2号の優先順位に基づき選定した者に国際標準化機構（ISO）の国際標準規格認証を取得している者等、社会的貢献業者があるときは、この者を優先的に指名する。

2 前項によるもののほか、奈良県広域消防組合競争入札等参加資格審査申請要綱（平成26年訓令甲第13号）第4条による資格審査申請時の登録希望指名順位を考慮して、指名することができる。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月7日訓令甲第2号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月21日訓令甲第11号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

所在地	指名順位	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位	第5順位	第6順位	第7順位	第8順位
天理市	本部・消防署所在地市町村内業者	○							
川西町		○	○		○				
田原本町		○		○					
三宅町		○			○				
山添村		○	○						
大和郡山市		○	○						
桜井市		○	○						
宇陀市		○	○						
曾爾村		○	○						
御杖村		○	○						
斑鳩町		○	○						
三郷町		○	○	○	○				

平群町							
安堵町							
王寺町							
河合町							
上牧町							
広陵町	○	○					
香芝市	○						
葛城市	○	○					
高田市	○	○					
橿原市	○	○					
御所市	○						
高取町	○	○					
明日香村							
吉野町							
川上村	○						
東吉野村		○					
上北山村	○						
下北山村							
大淀町	○						
下市町		○					
黒滝村	○						
天川村							
五條市	○						
十津川村		○					
野迫川村	○						

注) 第2順位から第5順位については、「○」のついている箇所を一つの選定区分とする。